

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

■令和4年7月1日～令和4年9月30日

令和4年9月30日現在

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 13件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月1日	SNS事業者の本人確認義務等に関する会長声明	福井弁護士会 会長 紅谷 崇文	SNSを犯罪ツールとして悪用した被害が増加している現状を踏まえ、当会は、以下の要請をする。 第1に、総務省、消費者庁及び消費者委員会に対し、①SNSが詐欺行為や消費者被害の誘引手段として使用されている実態、②特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないSNSが詐欺行為等の誘引手段として多用されている実態、③SNS事業者による本人確認記録の保管状況、④SNS利用者を特定する情報について弁護士法23条の2に基づく照会がされた場合のSNS事業者の対応状況等を調査するよう求める。 第2に、総務省に対し、前記調査を踏まえ、SNS事業者の本人確認義務の導入、SNS利用者を特定する情報の照会に対してSNS事業者が適切な対応をするための対策及びSNS事業者の適切な本人確認記録の保管義務の導入等、民事裁判・交渉における相手方特定のための実効性ある措置を検討するよう求める。 第3に、消費者庁及び消費者委員会に対し、前記調査を踏まえ、総務省に対し実効性ある措置を速やかに講じるよう適切な働きかけ又は意見表明の実施を検討することを求める。
7月1日	令和4年消費者契約法改正を受けた今後の消費者契約法の改正の在り方についての意見	消費者契約法の改正を実現する連絡会 代表世話人・弁護士 野々山 宏	令和4年5月25日、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立し、消費者契約法の内容が改正された。当連絡会は、この改正内容を受けて、今後の消費者契約法の改正の在り方について、以下のとおり意見を述べる。 1. 国は、超高齢社会の進展と成年年齢引下げによって喫緊の課題となっている困惑類型の脱法防止規定、消費者の心理状態に着目した規定、消費者の判断力に着目した規定について、「消費者契約に関する検討会」報告書の意見に沿った改正法を、速やかに成立させること。 2. 消費者庁は、要件・効果を細かく定める改正をやめ、日々変化する取引に対応した紛争の事後的解決規範となり、民法と特定商取引に関する法律等の個別法の間位置する消費者契約法の役割を果たせるよう、直ちに検討を開始すること。 3. 消費者庁は、前項の検討に当たっては、消費者契約法の適用対象について、契約履行過程、契約終了過程も対象とすること、及び法的効果についても取消と無効に限定せず、損害賠償の採用を含めて抜本的な検討を行うこと。 4. 政府における立案作業において、内閣法制局による予備審査を含め消費者契約法、特定商取引に関する法律をはじめとする消費者関連法の制定・改正において、検討会等における有識者の議論の結果をないがしろにすることなく尊重し、その提案内容を実現すること。
7月8日	ネット時代の製品安全を考える提言	PLオンブズ会議 一般社団法人 全国消費者団体連絡会	7月1日、「ネット時代の製品安全を考える！」をテーマに、2022年度PLオンブズ会議報告会を開催した。 本報告会では、危険な製品が市場に流通しないようにするための、行政機関による制度的な対応やデジタルプラットフォーマーの自主的な取組が紹介されたが、様々なプラットフォームサービスをみると、例えば、平成27年に紐付きの子供服を規制するJIS規格が制定され、経済産業省などによる注意喚起もなされているにも関わらずネット販売商品に並んでいる事例など、危険な製品が販売されている実態がある。ネット取引では、販売業者や製造業者が海外の詳細不明な業者であることも少なくなく、購入にあたっては消費者自らも注意していくことが必要だ。 また、こうした現状を改善するには、消費者が、ネット取引で購入した製品でたとえ小さなことで事故の経験や不具合を発見したら、その情報を、デジタルプラットフォーマーや行政機関に提供することが重要である。デジタルプラットフォーマーや行政機関なども情報を求めているため、消費者ホットライン(188)をはじめ、最寄りの消費生活センターや国民生活センターなどの情報収集窓口を利用して事故情報を届けてほしい。 そうして収集された情報について、消費者庁、経済産業省等の関係省庁、さらには諸外国などとの情報共有がなされ、被害の未然防止のための事業者への指導、製品安全誓約(Pledge)などの自主規制の確立により、危険な製品が出品されないようにすることや、消費者が安全な製品を選択できるような情報がしっかり提供されていくことが求められる。 さらには、現状で空白地帯になっているネット取引での消費者被害の救済が、漏れなくなされる法改正や立法へとつながる仕組みも作って行くことが望まれる。 以上、本報告会で見てきたいくつもの検討課題について、我々PLオンブズ会議は、関係者が集まって、この問題を考えるための組織を、事業者、行政、消費者が一緒になって立ち上げ、早急に検討を開始することを提言する。
7月15日	特定商取引法等における書面交付義務の電子化に係る政省令の在り方についての意見書	沖縄弁護士会 会長 田島 啓己	特定商取引に関する法律及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律における書面交付義務の電子化に係る政省令の在り方について、以下のとおり意見する。 1. 真意に基づく「承諾」の取得方法について 書面交付義務の電子化が認められるために必要な「承諾」(改正特商法4条2項等)が消費者の真意に基づくものであることを確保するため、少なくとも以下の事項を事業者の義務として政省令に定めるべきである。 (1) 事業者以下に以下の事項の説明義務を課すこと ① 書面交付が原則であること ② 書面交付に代えて提供する電子データが契約内容やクーリング・オフ制度を記録した重要なものであること ③ 消費者が添付ファイルを閲覧・保存した上で確認メールを返信した日(又は事業者が消費者の受領を確認した日)がクーリング・オフの起算日となること (2) 事業者以下に以下の事項の確認義務を課すこと ① 消費者がスマートフォン・パソコン等の電子機器を操作して電子メールの受信・送信ができること ② 消費者が電子メールの添付ファイルを閲覧・保存できること ③ 消費者がウェブサイトアクセス・ログインして電子データを閲覧・保存できること (3) 電子化の承諾は、書面により取得することとし、その控えを交付すること(オンライン完結型特定継続的役務提供を除く) (4) 消費者が高齢者である場合、事業者は、家族等の第三者にも電子データの同時提供を希望するか意思確認し、希望があるときには家族等へ電子データを同時提供すること 2. 電子データの提供方法等について 契約条項を電子データで提供する場合の方法等については、少なくとも以下の内容を政省令に定めるべきである。 (1) 電子データの提供方法は、事業者が契約条項全体の一覧性を確保し改ざん防止措置を講じたPDFファイルを電子メールに添付して消費者に送信して閲覧・保存を促すこと、及び、消費者が当該電子メールを受信して添付ファイルを閲覧・保存した上でその旨の確認メールを事業者に返信するものとする (2) 電子データをPDFファイルで送信する際、電子メール本文に、以下の事項を明記すること ① 契約を特定する事項(契約申込日・商品名・代金額・事業者名) ② 電子データが契約書面に代わる重要なものであること ③ 消費者が添付ファイルを閲覧・保存した上で確認メールを返信した日(又は事業者が消費者の受領を確認した日)がクーリング・オフの起算日であること (3) 事業者が電子データを提供した場合のクーリング・オフの起算日は、消費者が添付ファイルを閲覧・保存した上で確認メールを返信した日(又は事業者が消費者の受領を確認した日)とすること

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月22日	特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	当連合会は、国に対し、特商法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。 1. 訪問販売・電話勧誘販売について (1) 訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を貼っておくなどの方法によりあらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特商法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。 (2) 電話勧誘販売につき、特商法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。 (3) 訪問販売及び電話勧誘販売につき、その契約の締結の媒介又は代理の業務の委託を受けた者(勧誘代行業者)に対しても、特商法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。 (4) 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。 2. 通信販売について (1) 通信販売業者がインターネットを通じて消費者を勧誘し、消費者が申込みを行い又は契約を締結した場合について、行政規制を設けること、並びに消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。 (2) インターネットを通じた通信販売による継続的契約について、消費者に中途解約権を認めること及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。 (3) 通信販売業者がインターネットを通じて申込みを受けた通信販売契約について、契約申込みの方法と同様のウェブサイト上の手続による解約申出の方法を認めること及び迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整備することを義務付けること。 (4) インターネットの広告画面及び申込画面において、契約内容の有利条件や商品等の品質・効能の優良性を殊更に強調する一方、有利性や優良性が限定される旨の打消し表示が容易に認識できないものを特商法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。また、広告表示における透明性の確保を法令等で明確化すること。 (5) 通信販売業者が不当なインターネット広告の表示を中止した場合であっても、行政処分(指示処分及び業務停止命令)が可能であることを明示すること。 (6) 通信販売業者がインターネット上で契約の申込みを受けた場合、消費者が申込み過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存する義務及び消費者に対して保存内容を提供する義務を負うものとする。 (7) 特商法第11条第5号及び同法施行規則第8条第1号の表示義務を満たさない通信販売に関する広告又はインターネット等を通じて行った勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォームその他の関係者に対して、通信販売業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できることとする。 (8) 適格消費者団体の差止請求権について、前記(1)から(4)までの行政規制等に違反する行為等を請求権行使の対象に追加すること、及び(5)の場合に差止請求権行使の対象となる旨を明示することなど、その拡充を行うこと。 3. 連鎖販売取引等について (1) 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の事前審査を経なければ、連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を導入すること。 (2) 特定利益收受の契約条件を設けている事業者が、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定負担に係る契約を締結させ、その後に当該契約の相手方に対し特定利益を收受し得る取引に誘引する場合は、特商法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。 (3) 物品販売又は役務提供による対価の負担を伴う契約をした者が、①22歳以下の者、②先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、③先行する契約の対価に係る債務を負担している者、のいずれかに該当する場合は、その者との間において、新規契約者を獲得することにより利益が得られることを内容とする契約の勧誘及び締結を禁止すること。 (4) 連鎖販売取引について、收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。 (5) 連鎖販売取引について、業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。
7月22日	ケフィアグループ被害等の脱法預託商法に関する意見書	ケフィアグループ被害対策弁護団 団長 弁護士 紀藤 正樹	株式会社ケフィア事業振興会(以下、関連会社を含め「ケフィアグループ」という。)の被害は、被害者数約3万人、被害規模も1000億円以上にも上る極めて悪質な事件であり、既に9名が詐欺ないし出資法違反で起訴されて有罪となっているにも関わらず、本年6月1日に改正預託法が施行される際に消費者庁が作成・公表したチラシを見ると、事例として「豊田商事事件(金地金)」「安愚楽牧場事件(和牛)」「ジャパンライフ事件(磁気治療機器)」だけが挙げられ、ケフィアグループによる被害は掲載されておらず、当該事案に関する対策が不十分なのではないかとの懸念があるため、当弁護団として、以下を要望する。 1. 参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会令和3年6月4日付け附帯決議9項にあるとおり、関係省庁は、預託法と金融商品取引法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律との間に隙間が生じないよう連携して対応する必要がある。特にケフィアグループによる被害に関連しては、国会審議で消費者庁が繰り返し答弁したとおり、一定期間の預託があるかどうかについて、個別の事案に応じ、その実態を十分に精査した上で、適切に事実認定をする必要がある。この運用について、関係各所に具体的に周知徹底すること。 2. ケフィアグループによる被害に関しても、同商法が明らかな預託法の脱法商法である以上、「関係省庁が連携して預託等取引業者の不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときは、速やかに既に生じた被害救済及び被害防止のための措置」を講じること。 3. 同決議10項に「預託等取引による被害拡大及び被害防止のための方策を具体的に検討し、本法施行後5年を目途として、本法の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること」とあるとおり、5年以内に、ケフィアグループによる被害のような脱法商法に関する本法の実効性について具体的な検証を確実にを行い、必要な改正案を検討すること。 4. 同決議11項に「加害者の不当な収益をはく奪し被害者を救済する制度、行政庁及び特定適格消費者団体による破産申立制度並びに行政庁による解散命令制度の創設や、過去の被害事案の救済のための措置について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて、必要な検討を行うこと」とあるとおり、これらの点について必要な検討を早急に行い、検討結果について公表すること。 5. 上記3項・4項の検討にあたっては、預託法の脱法商法であるケフィアグループによる被害救済を目的とする当弁護団の意見を聞く機会を設けること。
7月26日	書面交付の電子化に係る政省令を定めるにあたっての意見書	熊本県弁護士会 会長 福岡 聡一郎	電子化によって書面交付義務が有する消費者保護機能が低下することがないよう、以下の内容の規定を設けるべきである。 1. 真意に基づく「承諾」の確認方法について 消費者の「承諾」が真意に基づくものであることを確保するため、少なくとも以下の事項を政省令に定めること、これらの事項が実行されない場合は電子交付の承諾が得られていないものと扱うこと。なお、真意であることの確認方法は取引類型によって異なるため、取引類型の特徴に応じた検討が必要である。 ①顧客が電子データの取り扱いに習熟していることを販売業者が確認すること ②販売業者に以下の事項についての説明義務を課すこと ア. 書面交付が原則であること イ. 書面交付に代えて提供する電子データが契約内容を掲載した重要なものであること ウ. 電子データの提供日がクーリング・オフの起算日であること ③書面により承諾を得るとともに、承諾書面の控えを交付する義務を課すこと ④顧客が高齢者である場合には、販売業者は当該高齢者に対し、家族等への電子データの提供を希望するか否かを意思確認する義務を負い、その意思がある場合には家族等へ法定記載事項を記載した電子データを別途提供すること 2. 電子データの提供方法について 契約条項を記載した電子データの送付方法については、少なくとも次のことを政省令で定めること。 ①契約条項のPDFファイルを電子メールに添付して提供する方法あるいはこれと同等の告知機能・改ざん防止機能を確保できる方法とした上、閲覧・保存等を自らできること及びこれを実施したことの確認義務を事業者に課すこと ②契約条項のPDFファイルを電子メールで送信するに際し、電子メール本文に、商品名、数量、代金額、クーリング・オフ事項、クーリング・オフの送信先メールアドレスを表示すること

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月29日	SNS事業者の本人確認義務等に関する意見書	兵庫県弁護士会 会長 中上 幹雄	1. 総務省、消費者庁及び消費者委員会は、①SNSが詐欺行為や消費者被害（以下、「詐欺行為等」という。）の誘引手段として使用されている実態、②特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないSNSが詐欺行為等の誘引手段として多用されている実態、③SNS事業者による本人確認記録の保管状況、④SNS利用者を特定する情報について弁護士法23条の2に基づく照会がされた場合のSNS事業者の対応状況等を調査するよう求める。 2. 総務省は、第1項記載の調査を踏まえ、SNS事業者の本人確認義務の導入、SNS利用者を特定する情報の照会に対してSNS事業者が適切な対応をするための対策及びSNS事業者の適切な本人確認記録の保管義務の導入等、民事裁判・交渉における相手方特定のための実効性ある措置を検討するよう求める。 3. 消費者庁及び消費者委員会は、第1項記載の調査を踏まえ、総務省に対し第2項記載の実効性ある措置を速やかに講じるよう適切な働きかけ又は意見表明の実施を検討することを求める。
7月29日	契約書面等の電子化に関する政省令改正についての意見書	宮崎県弁護士会 会長 川添 正浩	契約書面等の電子化に関する政省令の改正は、以下の条件をすべて満たす内容とすべきである。 1. 消費者が真意に基づく承諾をした場合に限られるべきこと (1) 販売業者等は、電子化について消費者の承諾を得る際に、スマートフォン等の電子機器を操作して電子メールの送受信ができること等、消費者が電子化に対応し得るデジタル環境及び機器操作能力を有していること（適合性）を確認しなければならない。特に、販売業者等は、消費者が満65歳以上の高齢者である場合には、その家族等の第三者に対し販売業者等から電子データを同時に交付することが可能であることを説明し、交付の希望の有無について消費者の意向を確認しなければならない。 (2) 販売業者等は、電子化に関して消費者の承諾を得る際に、消費者に対し、①書面（紙）の交付が原則であること、②提供される電子データは紙の契約書面等に記載・印刷された内容と同一で、かつ、非常に重要なものであること、③交付方法によって有利・不利の差異がないこと、④クーリング・オフの権利があること、及び、当該契約における具体的なクーリング・オフ期間（8日又は20日）、⑤電子データを受信した場合には速やかにその内容を確認し、消費者において消去せず保存しておくべきことについて、それぞれ説明しなければならない。 (3) 販売業者等は、電子化に関して消費者の承諾を得る際に、上記の確認及び説明をしたこと並びに消費者が承諾した事実のいずれについても、立証責任を負うべきである。 2. 販売業者等による電子データの交付方法の限定について (1) 販売事業者が消費者に対し交付する電子データは、契約日、契約の対象（物品や役務）、消費者が支払うべき対価、当該契約におけるクーリング・オフ期間及び具体的な申請方法等、契約書面等の記載事項がすべて網羅されるべきであり、かつ電子データの交付に際しては、電子メールを利用すべきである。 (2) 販売業者等は、電子メール本文中において、消費者に対して、速やかに電子データの詳細を確認し、保存するように注意喚起しなければならない。 (3) 販売業者等は、改ざんができない形式で電子データを保存し、後日、消費者が再度の電子データの交付を求めた場合、これに応じなければならない。
8月1日	特定商取引法等の書面交付義務の電子化に関する政省令の在り方についての意見書	大阪弁護士会 会長 福田 健次	特定商取引に関する法律及び預託等取引に関する法律の書面交付義務の電子化に関する政省令について、書面交付義務の消費者保護機能を確保する観点から、以下の措置を設けるべきである。 1. 書面電子化承諾の局面における規律（真意に基づく明示的な承諾の確保） (1) 承諾取得に先立つ消費者への説明 契約書面等の法定書面を電磁的方法で提供することについて、消費者から承諾を取得するに当たっては、必ず、事業者から消費者に対して、書面交付を受けることが原則であること、書面に代えて提供する電子データが契約内容を確定し、またクーリング・オフの起算日及び行使期間の終期をも確定する重要な書面に代わるものであることを説明することとする。 (2) 適合性の確認 事業者は、消費者のスマートフォンやパソコンの操作能力を確認する手順を踏むこととする。 (3) 承諾の取得方法の制限 特定商取引法等の対象取引分野の特性に応じて類型ごとに消費者の契約書面等の法定書面の電磁的提供の承諾の取得方法を書面に限定する等の制限をするものとする。 (4) 不適正行為の禁止 事業者が消費者の契約書面等の法定書面の電磁的提供の承諾を得るに当たって真意に基づく承諾を阻害する恐れのある行為類型を定め、これを禁止するものとする。 (5) 高齢者の家族等の関与の確保 事業者は、高齢者である消費者から契約書面等の法定書面の電磁的提供の承諾を得る際には、家族その他の第三者への電子データの提供を希望するかどうかの意思確認をするものとする。 2. 電子データ提供時の局面における規律（クーリング・オフ制度の告知機能等の確保） (1) 電子データの提供方法 事業者は、電子メールに、PDFファイルを添付し、かつ、メール本文中に契約を特定する事項、添付した電子データが契約書面に代わる重要なものであること、及び消費者から事業者への確認メールの送信日がクーリング・オフの起算日であることをすべて明記の上、送信し、消費者において、電子メールを受信して添付ファイルを開覧しかつ保存した上で、その旨の確認メールを事業者に返信するものとする。 (2) 高齢者の家族等への提供方法 事業者は、高齢者である消費者が契約書面等の法定書面の電磁的提供を承諾するに際し、家族その他の第三者への電子データの提供を希望することを表明した場合は、当該家族等に対しても遅滞なく電子データを提供するものとする。 (3) 契約条項の保存措置義務 書面交付の電子化を実施する事業者に対し、契約締結時の契約内容の電子データについて、改ざんが生じないよう対策を講じて保存する措置をとる義務を課すこととする。
8月9日	ポンジ・スキームを行う法人に対し行政庁が解散命令を発出することができるよう制度整備を行うことを求める意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 加藤 進一郎	当研究会は、これまでの詐欺的投資被害救済活動、とりわけジャパンライフ事案の被害救済活動において解明された点を踏まえ、被害救済に長年取り組んできた実務家としての見地から、以下のとおり提言する。 消費者委員会消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループは、その取りまとめにおいて、悪質商法における被害回復の実効性確保策として、いわゆるポンジ・スキームを行う法人に対し、行政庁が解散命令を発出することができる制度整備を行うことを盛り込むべきである。
8月19日	SNSサービスを利用した違法行為に対する意見書（弁護士会照会への対応）	第二東京弁護士会 会長 菅沼 友子	1. 総務省は、SNSサービスを通じた詐欺被害の実態を調査した上で、SNS事業者に対して、詐欺の被害者等からの開示請求、とりわけ弁護士会照会について、適切に回答をするよう指導することを求める。 2. 消費者庁及び内閣府消費者委員会は、SNSサービスを通じた詐欺被害の実態を調査した上で、総務省に対し、詐欺の被害者等からの開示請求、とりわけ弁護士会照会にSNS事業者が回答するように、適切な働きかけをするよう求める。
8月25日	【参考送付】会社法826条に基づく法務大臣への通知の要請書	崎陽合同法律事務所 弁護士 今井 一成、他5名	消費者庁が過去に業務停止命令等の行政処分を行った事業者（VISION株式会社及び株式会社レセプション）等が現在も訪問販売業務を継続しているおそれがあるため、その旨をお知らせするとともに、消費者庁は、会社法826条により、法務大臣に対して速やかに会社法824条1項1号該当事由及び同項3号警告対象事由があることを通知し、法務大臣と協働して対象事業者等について会社法の解散命令申立等を行うべきである。

＜食品表示関係:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月1日	食品表示基準遵守についての申し入れ	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野 真理子、山浦 康明	食品表示基準第22条(表示の方式等)には、「表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。」と定められているが、この基準が軽んじられているのではないと思われる。 たとえば、ある機能性表示食品の表示では、機能性表示食品であるとの表示は白地に赤の文字、機能性関与成分の表示はオレンジ色地に黒の文字となっているが、それ以外の機能性表示食品に要求される「消費者庁長官の個別審査を受けたものではない」「摂取方法」等の注意書部分は、青地に濃紺の文字で記載されていて、対照的な色には該当せず、非常に読み取りにくい。 この例以外にも食品表示基準を遵守していないと思われる表示が多々あるため、早急に現状調査を実施し、改善することを求める。

＜料金・物価関係:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月3日	2022年東京特別区・武三地区の運賃改定要請について～東京地連の分析と意見～	自交総連東京地連 執行委員長 高城 政利	東京特別区・武三地区において運賃改定の査定、審査が進んでいるが、自交総連東京地連は、運賃改定でタクシーに係わる諸問題が解決できるとは考えていない。 【自交総連東京地連の基本的問題提起】 1. 現在コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻問題であらゆるものが値上がりしている状況であり、タクシー運賃までも値上がりすると、改定後の乗り控えが予想される。 2. 現状の実車率が40％前後であるところ、運賃改定による増収は見込めず、労働条件の改善も期待できない。運賃改定に先立ち、適正実車率の確立に取り組むべきである。 3. 道路運送法第9条の三では、運賃について、「能率な経営の下における原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること」とされていることから、運賃値上げを行う前に、能率的な経営等やるべきことを行うべきである。 4. 事業者の中には、運賃改定があれば何とかなんとしの短絡的な思いの事業者が散見される。また、改定時には「人件費率(歩合率)の維持で労働条件改善措置」(325通達)が運輸局より通達されることを想定し、改定前に賃下げを画策、提案する事業者が増えている。 【運賃改定の前に実施すべきこと】 1. やるべきことを行った上で、利用者に運賃改定による値上げ分の負担の理解を求める。 2. 適正な需給調整を図る。 3. 能率的な経営に取り組む。 4. 運転者負担の撤廃等、労働条件を改善する。または労働条件改善に係わる労使の事前担保協定を締結する。

＜その他:2件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月15日	【参考送付】HPVワクチンの副反応疑い報告のあり方に関する要望書～重篤症例数の過少計上の見直しと重複報告症例の「名寄せ」整理の復活を求める～	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	厚生労働省が、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同部会(以下、「合同部会」という。)に報告してきたHPVワクチンの副反応疑い報告に関し、重篤症例の累計数が過少集計されていたことが判明したため、以下のとおり要望する。 1. HPVワクチンについて、販売開始後からの副反応疑い報告の累計数を計上するにあたり、「医療機関からは非重篤、製造販売業者からは重篤」として重複報告された同一症例のものは「名寄せ作業」(ダブルカウントを避けるため、重複報告症例を特定して整理する作業)の際に原則として医療機関報告の非重篤症例として計上されてきたところ、少なくとも製造販売業者が重篤として報告している以上は、他の定期接種ワクチンと同様に、重篤症例として計上する方法に改め、その上で重篤症例及び非重篤症例の各累計数を公表し直すこと。 2. 2022年6月10日の合同部会報告分から中止された「名寄せ作業」を、前項のとおりに計上方法を改めた上で復活させ、接種者あたりの副反応疑い報告の頻度を確認・比較できる状態に戻すこと。
9月26日	声明 原子力発電所の再稼働及び新設に断固反対します～原発推進から、再生可能エネルギーを最優先させる政策への転換を求めます～	主婦連合会	岸田総理は就任以来「原発の新増設は想定していない」としていた立場を覆し、8月24日、原発新増設や建て替えについて検討を進める考えを示した。また、原則40年とする運転期間の延長も検討する方針としている。さらに、9月16日付の全国紙では、原発の新設に消費者が費用負担する案を経産省が示したとの報道もあった。 しかし、いま世界各国では、原発は安全対策費用が高まり続けていること、ひとたび事故が起きた場合の補償、廃炉などの費用が莫大であることなどから、原発依存からの脱却の方向性が示され、安全かつクリーンな発電技術の実用化に向けて競争が起こっている。 政府が今すぐに進めるべきは再生可能エネルギーを最優先させる政策への転換であり、廃炉技術の確立、原子力に頼らない安全でクリーンな発電、省エネ対策の導入などエネルギー利用の効率化に向けての技術開発である。 世界でも有数の火山国であり地震大国である日本において原発を推進することは、国民の命と財産を将来にわたりリスクにさらし続けることに他ならない。廃炉の見通しも使用済み核燃料の処分問題も解決しておらず、事故が起こっても原子力関連メーカーは製造物責任法(PL法)の適用から除外されている現状において、さらに、紛争時に原発が攻撃対象となり得ることをウクライナの状況がはっきりと示しており、テロなどの標的とされる危険も常に存在する。 以上のことから、私たちは原発再稼働及び新設に断固反対する。